

愛媛県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、愛媛県内で活動する総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の円滑な運営及び活動の定着と発展を促進するため、情報交換や交流の活性化を図り、もって生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブ相互の情報交換と交流、活動支援
- (2) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (3) 総合型クラブと関係諸機関との連絡調整
- (4) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 協議会は、加盟意志のある県内総合型クラブ及び県内総合型クラブ関係団体をもって組織する。

- (1) 本会への入会は、加盟希望を会長に申し出、評議員会での承認をもって認めることとする。なお、加盟クラブは、年2,000円の会費を納入するものとする。
- (2) 加盟クラブは、申し出により、または会費を3年間納入しない場合、退会することとする。退会したクラブは、協議会における一切の権限を失い、既納の会費については、返還しないものとする。

(会 議)

第5条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会

(評議員会)

第6条 協議会の意思決定機関は評議員会とし、評議員は第4条の総合型クラブから各1名選出する。

- 2 評議員会は、会計年度終了後3ヶ月以内に、会長が招集しなければならない。
- 3 評議員会は、協議会の事業計画、予算、事業報告、決算、役員の選出、その他の事項を審議する。
- 4 評議員会は、年1回以上開催する。
- 5 評議員会は、評議員の半数以上の出席により成立するものとする。
- 6 評議員会の議決は、出席者の過半数をもって承認されたものとする。
- 7 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 副会長 3名 理事 若干名 監事 2名

- (2) 会長、副会長、監事は、評議員会において選出する。
- (3) 第6条第1項の規定にかかわらず、理事を除く役員に選出された総合型クラブは、評議員を補充推薦することができる。
- (4) 理事は、評議員及びクラブマネジャー、並びに関係団体の中から評議員会の承認を経て、会長が委嘱する。
- (5) 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

- 第8条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名した副会長が職務を代行する。
 - 3 監事は、協議会の財務を監査する。

(理事会)

- 第9条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集し、議長となる。
- 2 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成する。
 - 3 理事会は、第2条の目的達成に必要な協議を行い、評議員会及び第3条の事業について、企画・立案及び準備・運営にあたる。

(専決処分)

- 第10条 会長は、評議員会もしくは理事会を招集するいとまがないと認める緊急な事項については、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、これを直近の評議員会もしくは理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

- 第11条 協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、会長が所属する総合型クラブ、もしくは関係団体の事務局に置く。
 - 3 事務局に関する事項は、会長が別に定める。

(会計)

- 第12条 協議会の経費は、年会費、助成金、寄付金をもって充てる。
- (1) 年会費は、別途定める。
 - (2) 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
 - (3) 年会費は、総合型クラブ以外の関係団体からは徴収しないものとする。

(規約の変更)

- 第13条 この規約は評議員会において、出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができるものとする。

附則

- 1 この規定は、平成21年11月14日から施行する。
- 2 初年度の会計期間は、第12条に関わらず、設立の日から次の3月31日までとする。
- 3 第6条第2項を変更する。(平成29年6月4日)
- 4 第6条第7項を追加する。(平成29年6月4日)
- 5 第4条を変更する。(令和元年6月2日)